

○周防大島町乳幼児医療費助成要綱

平成24年6月28日

告示第75号

改正 平成27年12月25日告示第94号

周防大島町乳幼児医療費助成要綱(平成16年周防大島町告示第13号)の全部を次のとおり改正する。

(目的)

第1条 この告示は、乳幼児の医療費の一部を当該乳幼児の保護者に対し助成することにより、乳幼児の保健の向上に寄与し、子育て費用の軽減を図り、若者定住の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

2 この告示において「乳幼児」とは、満6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この告示において「対象者」とは、町内に居住地を有する乳幼児又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により町が行う国民健康保険の被保険者とした乳幼児(国民健康保険法の同規定による対象者は山口県内に居住地を有する者に限る。ただし、同法同規定により転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。)のうち、社会保険各法の規定による被扶養者又は被保険者であつて、当該乳幼児の父母の市町村民税所得割の額(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条第1項の規定による額をい

う。)が136,700円を超えないもの(年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用につき、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の規定によって計算された市町村民税所得割の額が136,700円を超えない場合を含む。)とする。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし
ないものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている者であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができるもの

(3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者

5 この告示において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又は負傷についての社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問介護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(助成の範囲)

第3条 町長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(社会保険各法による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額を除いた額とする。)を毎年度予算の範囲内において、乳幼児医療費として対象者の保護者に助成するものとする。ただし、当該疾病又

は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

第4条 この告示により乳幼児医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、町長に対し、福祉医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 課税及び扶養の状況を記載した書類で町長が必要と認めるもの。ただし、乳幼児医療費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等を要しないものとする。
- (3) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請に当たって、乳幼児医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、次に掲げる事項について、同意しなければならない。

- (1) 町長が福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、課税状況及び19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。
- (2) 町長が、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税及び所得状況を調査すること。
- (3) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について町長に委任すること。
- (4) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けた場合、町長の過払い相当額を町へ返還すること。
- (5) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を町長が確認すること。
- (6) 周防大島町乳幼児医療費助成要綱又はこの告示に基づく指示に違反した

ときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

(受給者証の交付等)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請書又は本条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、申請者に対し、福祉医療費受給者証(様式第2号、様式第3号、以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付の日(更新の場合にあっては、その年の8月1日)からその日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、満6歳に達する児童が対象者となるものについては、満6歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

3 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の保護者は、毎年6月1日から6月30日までの間に、町長に対し、福祉医療費受給者証更新申請書(様式第1号)に前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。

4 前項の申請に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(助成の方法)

第6条 受給者の保護者は、乳幼児医療費の助成を受けようとするときは、町長に対し、福祉医療費交付申請書に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施機関の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料

(2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その

給付金額が記載された書類

- 2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、受給者証を提示しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、乳幼児医療費の額を決定し、受給者の保護者に支払うものとする。

(現物給付による助成)

第7条 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所若しくは薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合においては、前条の規定にかかわらず、町長は、当該医療費に関してその者の保護者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対しその者の保護者に代わり医療費を支払うことができる。

- 2 前項の規定により医療費を支払ったときは、当該医療を受けた者の保護者に対し前条の規定による乳幼児医療費の助成を行ったものとみなす。
- 3 町長は、第1項の規定による医療費の支払を行う場合において、保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。

(受療の手続)

第8条 受給者の保護者は、前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等に対し、受給者の属する保険者又は組合の発行した被保険者証又は組合員証若しくは加入者証に受給者証を添えて提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりこれを提出することができない者であつて、受給者であることが明らかな者については、この限りでない。

(助成の制限等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、

又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであって、損害賠償を請求することができるとき。
- (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の保護者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
- (3) 受給者の保護者が助成の決定に関する書類で町長が必要と認めるものを提出しないとき。
- (4) その他この告示又はこの告示に基づく指示に違反したとき。

第10条 町長は、必要があると認めるときは、この告示による乳幼児医療費の助成を受けようとする者及び受給者に対し、対象者の父母の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。
(変更事項等の届出)

第11条 受給者の保護者は、受給者及び保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。
- (4) 受給者証を紛失したとき。
- (5) 町外へ転出するとき。
- (6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。
- (7) 生活保護を受けるようになったとき。
- (8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき。
- (9) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金等を受けたとき。
- (10) 税の申告等により父母の所得の増額や控除の減額があったとき。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者の保護者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、町長に

申請してその再交付を受けることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者の保護者又はその家族は、第5条第3項若しくは第4項の規定による受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、当該受給者証を町長に返還しなければならない。

(乳幼児医療費の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正な行為により乳幼児医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成した乳幼児医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 町長は、受給者又は受給者の保護者が受給者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき若しくは受けたときは、その金額の限度において、乳幼児医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した乳幼児医療費の額に相当する額を返還させるものとする。

3 受給者の保護者及び被保険者は、受給者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けたときは、その金額の限度において、その金額に相当する乳幼児医療費を返還しなければならない。

4 町長は、第3条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者の保護者及び被保険者からその過払い相当額を町へ返還させるものとする。ただし、町長が保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。

(電子申請)

第15条 前条まで規定にかかわらず、第4条第1項、第5条第3項、第11条及び第12条に規定する申請及び届出は、電子情報処理組織(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請及び届出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行う

ことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請及び届出は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請及び届出に関する前条までの規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請及び届出は、同項の町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に町に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、町は、当該申請及び届出に関する他の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって町で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に改正前の周防大島町乳幼児医療費助成要綱の規定により交付された受給者証は、この告示の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則(平成27年12月25日告示第94号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

福祉医療費受給者証交付(更新)申請書

(乳幼児・ちびっ子医療用)

1 加入医療保険の状況（該当箇所に記入、又は○をつけてください。）

記 号 番 号			
種 別	国 保 ・ その他		
被 保 険 者 氏 名		続 柄	
被 保 険 者 住 所			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			

※健康保険証を提示してください。

2 世帯の状況

	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号	備 考
父				
母				
対象児童				

3 福祉医療費申請（受給）にあたっての同意事項

- 1 福祉医療費受給者証交付及び更新要件確認のため、課税状況、19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。
- 2 高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。
- 3 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について町長に委任すること。
- 4 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けた場合、町の過払い相当額を町へ返還すること。
- 5 保険者に対して、医療の給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を町が確認すること。
- 6 申請者及び被保険者が周防大島町乳幼児医療費助成要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

※上記 1 により収入の状況が公簿により確認できない場合は、収入の状況を記載した書類で町長が必要と認めるものを提示してください。

上記のとおり福祉医療費受給者証の交付を申請します。

年 月 日

周防大島町長 様

申請者 住 所

(対象者・受給者) 氏 名

印

(受給者の保護者)

電話番号

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">福</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">福祉医療費受給者証</div> (乳 幼 児 用)			
特記事項			
記 号		番 号	
受 居 住 地	山口県		
給 氏 名			男・女
者 生 年 月 日	年 月 日		
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
交 付 年 月 日	年 月 日		
一 部 負 担 金 の 上 限 額 (裏 面 2)	通 院		入 院
発 行 機 関 名 及 び 印	山口県		
福祉医療費負担者番号			

※ この制度は、山口県と共同で実施しています。

裏 面

注 意 事 項

- 1 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 2 一部負担金の上限額は、1か月毎に保険医療機関等が医療費の請求を行う診療報酬明細書毎の医療保険の自己負担分（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担分は除く）に対して、受給者が支払わなければならない限度額をいいます。
ただし、院外処方箋の交付により、保険薬局で薬剤の処方を受ける場合は、一部負担金の支払いは必要ありません。
- 3 次の場合には、速やかに町長に届け出てください。
 - (1) 氏名、住所、加入医療保険に変更があるとき
 - (2) 医療の原因が交通事故等第三者の加害によるものであるとき
 - (3) 受給者証を紛失したとき
 - (4) 医療費の助成がある施設へ入所したとき
 - (5) 生活保護を受けるようになったとき
 - (6) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき
 - (7) 高額療養費、高額介護合算療養費、附加給付金を受けたとき
 - (8) 税の申告等により所得の増額や控除の増減があったとき
- 4 受給者の資格がなくなったとき又はこの受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに町長にこの受給者証を返納してください。

- ◎この受給者証は、病院・診療所等において、医療保険の自己負担分の全部又は一部を支払わないで受診できるものですから、大切に保管してください（ただし、入院時の食事等は自己負担があります。）、
- ◎この受給者証は、県外では原則として使用できません。
- ◎偽り又は不正な行為により、この受給者証を使用したり、町に対する申告や報告が正しくなかったり、また、町長の指示に正当な理由が無く応じなかったときは、医療費の助成を受けられなかったり、既に助成した医療費を返還していただくことがあります。

様式第1号(第4条、第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)